

生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1223 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法 1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての<u>検査方法を規定する。</u> 2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 1219 生産情報公表豚肉 3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 1219による。 4 生産行程についての検査 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が豚の個体識別番号等（個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。）ごとに、<u>次によって行わなければならない。</u> a) 当該豚の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（“<u>出生の年月日</u>”，“<u>管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日</u>”，“<u>豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</u>”，“<u>とさつの年月日</u>”，“と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地”，“<u>管理者が給餌した飼料の名称</u>”，並びに“<u>管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称</u>”<u>についての記録をいう。</u>以下同じ。）の作成及び<u>保管が適正であることの確認</u> b) （略） c) 当該豚の個体識別番号等に係る生産の方法が JAS 1219 の<u>箇条 5</u>に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認 d) （略）	生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法 （<u>適用の範囲</u>） 第 1 条 この検査方法は、<u>日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者（以下「<u>認証生産行程管理者等</u>」という。）が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての検査に適用する。</u> （新設） （新設） （<u>生産行程についての検査</u>） 第 2 条 生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等が豚の個体識別番号等（生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1219 号。以下「<u>日本農林規格</u>」という。）第 2 条に規定する個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 一 当該豚の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（「<u>出生の年月日</u>」、「<u>管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日</u>」、「<u>豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日</u>」、「<u>とさつの年月日</u>」、「<u>と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地</u>」、「<u>管理者が給餌した飼料の名称</u>」、並びに「<u>管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称</u>」<u>についての記録をいう。</u>以下同じ。）の作成及び<u>保管が適正であることの確認</u> 二 （略） 三 当該豚の個体識別番号等に係る生産の方法が<u>日本農林規格第 3 条</u>に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認 四 （略）